



情報館 ③生活応援事業(ギフト券配布)

子ども政策課 ☎382-7661 📠382-9054 ✉kodomoseisaku@city.suzuka.lg.jp
長寿社会課 ☎382-7935 📠382-7607 ✉chojushakai@city.suzuka.lg.jp
障がい福祉課 ☎382-7626 📠382-7607 ✉shogaifukushi@city.suzuka.lg.jp



生活応援のための ギフト券を配布します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、さらには原油価格・物価高騰などが生活に影響を及ぼす中、子ども・高齢者・障がい者の皆さんへ、市独自の生活応援事業として、買い物などに使用できるギフト券を配布します。

配布するギフト券

JCBギフトカード5,000円分(1,000円分×5枚)を、各対象者1人に対して配布します。

- ※ギフト券は、8月下旬から順次、簡易書留にて郵送します。
- ※お手元に届くまでには1カ月以上かかる場合がありますので、ご了承ください。



ギフト券が配布される方

子ども生活応援事業

担当課:子ども政策課

- 対象** 平成16年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかに該当する方
- ・令和4年7月1日時点において、鈴鹿市の住民基本台帳に記載されている方
 - ・令和4年7月2日から令和5年2月28日までに新たに、鈴鹿市の住民基本台帳に記載された出生児



高齢者生活応援事業

担当課:長寿社会課

- 対象** 令和4年7月1日時点において、鈴鹿市の住民基本台帳に記載されている方で、昭和33年4月1日以前に生まれた方



障がい者生活応援事業

担当課:障がい福祉課

- 対象** 令和4年7月1日時点において、鈴鹿市の住民基本台帳に記載されている方で、次のいずれかの有効な障害者手帳を所有している方
- ・身体障害者手帳
 - ・療育手帳
 - ・精神障害者保健福祉手帳

※障害者手帳の有効期限が切れている場合は、令和4年9月30日(金)までに申請手続きを行い、令和4年7月1日にさかのぼって有効となった方が対象になります。



複数の事業に該当する方はどうなるの？

対象事業ごとにギフト券を配布します。ただし、お手元に届く時期が異なる場合があります。

